

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2012 年 1 月 13 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0006

住所

札幌市中央区北6条西24丁目1-30
YMビル

電話番号 011-644-8988

評価機関名 株式会社 吉岡経営センター

認証番号 北海道 10-006

代表者氏名 吉岡 和守

下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	立石 薫	組織・福祉	0087
	(2)	斉藤 智	組織・福祉	0175
	(3)	常盤 武志	組織・福祉	0088
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	さくら保育園			
運営法人名称	学校法人高陽学園			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2011 年 10 月 1 日	～	2012 年 1 月 13 日	
利用者調査実施時期	年 月 日	～	年 月 日	
訪問調査日	2011 年 12 月 2 日			
評価合議日	2011 年 12 月 28 日			
評価結果報告日	2012 年 1 月 13 日			
評価結果の公表について事業所の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について事業所が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

株式会社 吉岡経営センター

②事業者情報

名称：学校法人 高陽学園	種別： 保育所
理事長氏名： 前田 紘陽	定員(利用人数)： 90 名
所在地：〒061-1424 恵庭市大町1丁目10番5号	TEL 0123-32-4382

③事業者の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

●働きやすく保護者・園児ともに居心地が良い保育所

職員の離職がなく、落ち着いた雰囲気があり、チームワークのよく取れた職場です。職員が連携して安全に努め、職員間で何でも言える環境となっています。また、法人の理念が組織に浸透しており、コミュニケーション（園長⇒職員、職員⇒保護者）が取れており、保護者・園児としても、居心地の良さを感じとれました。

●保護者とのかかわり

保護者と最大限の情報交換を実施すべく、保育参観、クラス懇談会、個人懇談会の機会を設ける以外に朝夕の送迎時におけるコミュニケーションを重要視されています。各職員が現在の保護者・園児の状況を等しく把握できるよう生活調査票、児童票、早遅日誌を作成し、常に最新の情報をもとに家庭と連携を図っています。その結果、当法人として運営して以来、クレームがゼロの状態になっていることから、保護者との密な関わり方が証明されています。

●園長のリーダーシップ

常に選ばれる保育所としての取り組みを意識すべく、全国認定こども園協会、市の園長会議、要保護ネットワーク等に参画することにより積極的に情報収集に努めています。園として利用者満足度向上のために何をすべきかを保育理念や基本方針と照らし合わせ、明確に職員に伝達し、答えを導かせるとともに、職員間における情報共有が徹底されています。

また、入園希望の保護者が、たとえ自宅が遠方であっても市に対し自宅近隣の保育所ではなく、当保育所を希望されるケースがあることより、地域に根ざした保育が実現され、広く認められていることを裏付けていると思われます。

●幅広い食育指導

食育計画を作成し、園児が野菜作りや栽培を体験し、自分達で収穫した野菜を給食の食材にするなど、工夫されています。また、苺狩り、地引網、カレー作り、もちつき等食事体験を通じ、食に対する視野を広めています。特に地引網漁の体験に関しては、斬新なアイデアとして過去にメディアに取り上げられたこともあり、地域に対し幅広い保育体制であることが認知されております。

●子どもが生き生きとすごすための取り組み

子どもたちは、明るく穏やかな職員に見守られ、広く清掃が行き届いた園内で伸び伸びと過ごしています。年齢が異なる園児交流が保育の中に取り入れられており、子どもが生き生きと過ごせる保育が行われています。障がい児に対しては、保護者や関係機関との連携を持ちながら個別計画を立てその計画に基づいた保育が行われています。友達との交流に関しても、同じクラスの一員として自然に過ごせるように配慮されており、子ども一人ひとりの個性を大事にした保育が行われています。

◇改善を求められる点

●財務面の見直し

当期末支払資金残高が年間の運営費収入の30%を超えていることから、適正な保育所運営が確保された上で長期的に安定した経営を確保すべく経費見直しの検討が望まれます。

●サブリーダークラスの育成に向けて

園長、施設長、主任の連携により、利用者満足度の向上に結びついている状況ですが、サブリーダークラスの人材育成に関しても、注力されることにより、より質の高い保育サービスを安定かつ継続的に行うことが期待されます。また、施設長、主任は自身の受け皿を意識した取り組みも可能になると考えられます。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けるにあたり、書類の準備・マニュアルの再点検を通し、改めて全職員が自分を見つめ直す機会を頂きました。今後もこの経験を生かし「子どもの最善の幸せを考える」べく、更なる向上を目指し邁進いたします。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント
別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

株式会社 吉岡経営センター

②事業者情報

名称：学校法人 高陽学園	種別： 保育所
理事長氏名： 前田 紘陽	定員(利用人数)： 90 名
所在地：〒061-1424 恵庭市大町1丁目10番5号	Tel 0123-32-4382

③事業者の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

●働きやすく保護者・園児ともに居心地が良い保育所

職員の離職がなく、落ち着いた雰囲気があり、チームワークのよく取れた職場です。職員が連携して安全に努め、職員間で何でも言える環境となっています。また、法人の理念が組織に浸透しており、コミュニケーション（園長⇒職員、職員⇒保護者）が取れており、保護者・園児としても、居心地の良さを感じとれました。

●保護者とのかかわり

保護者と最大限の情報交換を実施すべく、保育参観、クラス懇談会、個人懇談会の機会を設ける以外に朝夕の送迎時におけるコミュニケーションを重要視されています。各職員が現在の保護者・園児の状況を等しく把握できるよう生活調査票、児童票、早遅日誌を作成し、常に最新の情報をもとに家庭と連携を図っています。その結果、当法人として運営して以来、クレームがゼロの状態になっていることから、保護者との密な関わり方が証明されています。

●園長のリーダーシップ

常に選ばれる保育所としての取り組みを意識すべく、全国認定こども園協会、市の園長会議、要保護ネットワーク等に参画することにより積極的に情報収集に努めています。園として利用者満足度向上のために何をすべきかを保育理念や基本方針と照らし合わせ、明確に職員に伝達し、答えを導かせるとともに、職員間における情報共有が徹底されています。

また、入園希望の保護者が、たとえ自宅が遠方であっても市に対し自宅近隣の保育所ではなく、当保育所を希望されるケースがあることより、地域に根ざした保育が実現され、広く認められていることを裏付けていると思われます。

●幅広い食育指導

食育計画を作成し、園児が野菜作りや栽培を体験し、自分達で収穫した野菜を給食の食材にするなど、工夫されています。また、苺狩り、地引網、カレー作り、もちつき等食事体験を通じ、食に対する視野を広めています。特に地引網漁の体験に関しては、斬新なアイデアとして過去にメディアに取り上げられたこともあり、地域に対し幅広い保育体制であることが認知されており、

●子どもが生き生きとすごすための取り組み

子どもたちは、明るく穏やかな職員に見守られ、広く清掃が行き届いた園内で伸び伸びと過ごしています。年齢が異なる園児交流が保育の中に取り入れられており、子どもが生き生きと過ごせる保育が行われています。障がい児に対しては、保護者や関係機関との連携を持ちながら個別計画を立てその計画に基づいた保育が行われています。友達との交流に関しても、同じクラスの一員として自然に過ごせるように配慮されており、子ども一人ひとりの個性を大事にした保育が行われています。

◇改善を求められる点

●財務面の見直し

当期末支払資金残高が年間の運営費収入の30%を超えていることから、適正な保育所運営が確保された上で長期的に安定した経営を確保すべく経費見直しの検討が望まれます。

●サブリーダークラスの育成に向けて

園長、施設長、主任の連携により、利用者満足度の向上に結びついている状況ですが、サブリーダークラスの人材育成に関しても、注力されることにより、より質の高い保育サービスを安定かつ継続的に行うことが期待されます。また、施設長、主任は自身の受け皿を意識した取り組みも可能になると思われます。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けるにあたり、書類の準備・マニュアルの再点検を通し、改めて全職員が自分を見つめ直す機会を頂きました。今後もこの経験を生かし「子どもの最善の幸せを考える」べく、更なる向上を目指し邁進いたします。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント
別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 24 年 1 月 10 日

経営主体 (法人名)	学校法人 高陽学園		
事業所名 (施設名)	さくら保育園	種別	保育所
所在地	〒 061-1424 恵庭市大町1丁目10番5号		
電 話	0123-32-4382		
F A X	0123-32-4392		
E-mail	sakurahoikuenjp@yahoo.co.jp		
U R L	http://www.city.eniwa.hokkaido.jp/www/contents/1285128826807/index.html		
施設長氏名	田中 裕子		
調査対応ご担当者	前田 元照(園長)、田中 裕子(施設長)、浅野 栄美(主任)		
利用定員	90 名	開設年	平成 21 年 4 月
<p>理念・基本方針：</p> <p>●保育理念 子ども一人ひとりの視点に立ち保護者が安心して預けられる地域に開かれた保育園を目指す</p> <p>●保育の基本方針 智恵と勇気と愛情をもった子どもを育成する</p>			
開所時間 (通所施設のみ)	7時15分～19時15分 (18時15分～19時15分は延長保育)		

【本来事業に併設して行っている事業】

【利用者の状況に関する事項】（平成24年 1月 6日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（老人福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6ヶ月未満	6ヶ月～1歳3ヶ月未満	1歳3ヶ月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	8名	12名	14名	20名	21名
5歳児	6歳児	合 計			
17名	11名	103名			

○障害等の状況

・身体障害（障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
視覚障害	名	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障害（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障害（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育園を除く)

	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(平成24年 1月 6日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長	事務員	主任指導員	指導員
常勤	18名	1名	1名	1名	名
非常勤	9名	名	名	名	名
	主任介護職員	介護職員	保育士	看護職	OT、PT、ST
常勤	名	名	15名	名	名
非常勤	名	名	6名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	名	名	名	名	名
非常勤	名	名	3名	名	名

※高齢者福祉サービスでは「指導員」を「(生活・支援)相談員」と読み替えてください。

※保健師・助産師・準看護師等の看護職は「看護職」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	23名 (6名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	666.5m ²		
(2) 園庭面積	1,200m ²		
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行つて外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和	48年	
(5) 改築年	平成	15年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制	<input type="checkbox"/> ・中舎制	<input type="checkbox"/> ・小舎制
(2) 建物面積	m ²		
(3) 敷地面積	m ²		
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 23 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

55 人

・ボランティアの業務

保育参加

【実習生の受け入れ】

・平成 23 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 9 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・登園、降園時に積極的に声かけをし、日常的に会話している。
- ・クラス懇談会、個別懇談を実施している。
- ・父母の会に施設長、主任が参加し、意見交換を実施している。
- ・要望を受け入れるために「目安箱」を設置している。
- ・恵庭市主催の父母アンケートを実施している。

【その他特記事項】

園庭、遊具（砂場含む）を全てリニューアル

評価調査票（保育所用）

事業者名 学校法人高陽学園 さくら保育園

(種別: 保育所)

評価基準	判定結果	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立されている。		
I-1-1 (1)-① 理念が明文化されている。	a	「子ども一人ひとりの視点に立ち保護者が安心して預けられる地域に開かれた保育園を目指す」という保育理念が定められている。 理念は、玄関に掲示され利用者に理解されている。また、入園のしおりの冒頭にも記載され明文化されている。
I-1-1 (1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	保育理念に基づいて、保育の基本方針が明文化されており、入園のしおり、事業計画、保育課程に掲載されている。 保育理念と同じく、基本方針となる保育目標は、職員自身の行動判断とすべき基準となっている。
I-1-1 (2) 理念、基本方針が周知されている。		
I-1-1 (2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	法人管理職会議で提案、協議、検討を行い、その報告、指導を法人全体で行う研修会（全員参加）、職員会議、園内研修で報告され職員に周知徹底されている。
I-1-1 (2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	保育理念や基本方針は入園時と新年度に「入園のしおり」に記載し、説明、確認をしている。 また、クラス懇談会、地域住民を巻き込んだ文化祭、運動会を通し利用者が保育方針に対して安心感が得られるように保育理念の説明に取り組んでいる。 「地域に開かれた保育園を目指す」という保育理念に基づき、十分な理解を促すための取り組みを行っている。
I-2 事業計画の策定		
I-2-1 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-2-1 (1)-① 中・長期計画が策定されている。	a	中長期計画はH23年～H25年度の3カ年が作成されており、法人、保育、人材、設備投資等の計画を立てている。収支計画については、子供の数の増減、施設整備等の特別支出について把握されている。また、計画は理念と基本方針を踏まえ、かつ利用者の意見を組入れて策定されている。
I-2-1 (1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	法人の中期経営計画に基づく保育所の3カ年計画を策定し、地域の状況や、利用者ニーズ、保育実践上の課題などを踏まえ、目標を明確化した事業計画を策定している。
I-2-1 (2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-1 (2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a	保育所の事業計画は職員会議クラス会議を経て担任会議・職員会議等を通じ職員参画のもと策定している。 また、年3回開催される法人管理職会議で検討、見直しが行われている。
I-2-1 (2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a	職員会議や研修会での説明、計画の見直しに向けた話し合い、管理者・職員の個別面談での意見交換等、事業計画の確認、周知に関し継続的に取り組んでいる。
I-2-1 (2)-③ 事業計画が利用者に周知されている。	a	4月に実施する父母の会総会において、事業計画、保育計画を基に利用者に対し報告、説明を行なっている。 また、父母の会役員会、運営委員会、ホームページ等で事業計画を公表している。

評価基準	判定結果	コメント
I-3 管理者の責任とリーダーシップ		
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	管理規定に職種、階層別に記載しており、会議、研修の場で都度、管理者としての方針や意向を伝えている。 また、管理者は職員一人ひとりを理解し、職員からの提案、意見など受け入れる姿勢を機会あるごとに伝えている。
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	法令遵守の観点や経営に関する管理者対象の外部研修会等に参加し、後日、職員に対して守るべき法令を園内研修で周知させ、理解を深めるよう取り組んでいる。
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a	園長は、職員会議や研修会等で法人の理念や方針、事業計画などを職員に周知するとともに、計画の見直しに向けた話し合いを積極的に行っている。 さらに、法人が経営する他の施設との合同研修会により情報交換や情報共有をしながらサービスの質の向上につなげている。
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a	職員が日常業務を円滑かつ効果的、効率的に従事できるよう職員配置を綿密に組み立て、各自のやるべきことを明確にしている。
II 組織の運営管理		
II-1 経営状況の把握		
II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	園長は全国認定こども園協会の理事をしており、また市の園長会議、要保護ネットワークに参画することにより積極的に情報収集に努め、全職員に対し最新の情報を提供している。
II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a	常にサービスのコスト分析やサービス利用者の推移を把握分析が行われ、改善すべき課題を明確にして中期計画に反映している。 同時に経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
II-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a	毎年、公認会計士による外部監査を受けており、経営に反映させている。
II-2 人材の確保・養成		
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	人材確保や人員体制については、法人として基本的な方針・プランが策定され、それに基づいた人事管理がなされている。
II-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	c	人事管理の目的等を理解・認識しているが、現在は人事考課は行っておらず、今後の課題としている。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	延長保育等にも対応した細かな勤務シフトが設定されており、職員の勤務状況を定期的にチェックされている。 また、就業規則がきちんと整備されるとともに休暇の取得がしやすい環境になっている。

評価基準	判定結果	コメント
Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a	法人として全職員の定期健康診断をはじめとした健康管理はもとより、子どもたちへの感染予防の徹底にも努めている。福利厚生についても私学共済に加入し、ES向上に努めている。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	管理規定に教育研修の条項があり、質の向上に向けて園内外の研修を計画、実行している。園外で実施された研修に関しては、園内で職員全員に情報共有させる場を設定したり、研修テキストには、園で多くの職員が活用することを意識し、別記でわかりやすく補足説明を追記したりと、チーム意識の高さが理解できる。また、中期経営計画において、保育士としての役割・能力等を効果的に育成するため、経験年齢別の研修プログラムを引き続き策定するよう明示されており、実行されている。
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a	職員の役職や経験年数、担当業務内容に基づいた研修計画が策定されている。内部での研修実施、外部研修への参加ともに積極的に取り組み、職員の専門性、資質の向上に努めている。
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a	研修に参加した後は、レポートを提出するとともに、職員会議等での報告などが行われている。報告後には研修成果について話し合い、評価・分析を行うとともに、職員からの希望を取り入れながら研修内容やカリキュラムの見直しを行っている。
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	受け入れのマニュアルが整備され、指導体制を明確にしているとともに、実習生の担当者が受け入れのプログラムを作成し運用されている。
Ⅱ-3 安全管理		
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	a	各種マニュアルが整備されており、事故や事件発生時、自然災害発生時、食中毒発生時それぞれの対応フローが示されている。またマニュアルは職員会議で周知・徹底されており、緊急連絡網も整備されている。
Ⅱ-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保の取組を行っている。	a	マニュアルに基づき、災害時の対応について全職員の周知徹底がされており、災害時の避難場所は園便りで保護者へ周知されている。また、毎月、避難訓練を実施し、消防署との連携を図っている。
Ⅱ-3-(1)-③ 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	a	リスクを未然に防止すべくヒヤリハットマップを作成し、具体的に職員に対し注意喚起している。万が一、事故が発生した場合、職員全体で分析、見直しを実施している。
Ⅱ-4 地域との交流と連携		
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a	ボランティアで地域の中高生を職業体験として受け入れたり、老人クラブの方を文化祭に招いたり、近隣住民の畑を借りて野菜作りを実施したりと、保育所の理念である地域に開かれた保育園として親しまれている。

評価基準	判定結果	コメント
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a	地域の子育て家庭が年10回程、保育園に集まる事業（地域交流）を行い、地域に根ざした保育園として一定の参加を得ている。
II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a	地域の人に保育園への理解を深めてもらうこと、ボランティアの方に地域との連携の窓口となってもらったり、利用者の立場から園を評価してもらうことで園のサービスの質の向上につなげるといった意義が、マニュアルに明記され、体制が整っている。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	a	園として連携が必要な他の機関・団体等についてその連絡方法は一覧できるようにしている。また、職員全体で利用方法を定期的に確認している。
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	恵庭市主催の園長会議に参加し情報共有している。 要保護ネットワーク、就学児担当会議、発達支援促進協議会等に参加し、関係機関との連携体制を整えている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	a	恵庭市をはじめ私立保育連合会などが開催する公的な会議、研修などのなかで保育を巡る状況や動向を常に把握するとともに、各種イベント事業参加時や父母間の口コミから地域の福祉ニーズの把握に努めている。
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a	地域ニーズに即した事業は保育園の役割として重要であると認識しており、延長保育、障がい児保育に積極的に取り組んでいる。
III 適切な福祉サービスの実施		
III-1 子ども本位の福祉サービス		
III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
III-1-(1)-① 子どもを尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	「子ども一人ひとりの視点に立ち保護者が安心して預けられる地域に開かれた保育園を目指す」旨を保育理念に掲げ、入園のしおりや玄関入り口に掲げられている。 園長は毎月、共通の理解を持たせるべく全職員に対し方針を伝えている。
III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a	子ども、保護者のプライバシー保護に関する規程・マニュアルが整備されており、職員への指導が徹底されている。職員は、これらのマニュアルを通して、プライバシー保護の考え方について確認し、園内研修や勉強会を実施している。また、理念に基づく利用者を尊重した福祉サービスの実施を心がけており、サービス提供の基本姿勢が明示されている。保育の質の向上と利用者の尊重や基本的人権への配慮について定期的に勉強会・研修会を実施している。
III-1-(2) 子どもと保護者の満足の向上に努めている。		
III-1-(2)-① 子どもと保護者の満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a	全体の保護者懇談会は仕事を持つ保護者に配慮し、年2回の実施としている。また、父母の会を設置し、保育園側との双方向のコミュニケーションを取り入れている。 送迎時が最大のコミュニケーションの場であると認識し、意思疎通に努めている。
III-1-(3) 保護者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-(3)-① 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	a	アットホームな環境が定着されており、担当の有無に関わらず、保護者とコミュニケーションが取れている。特に送迎時には、必ず保護者とのコンタクトを取っており、保護者は相談相手を選択できるようになっている。また、匿名性を配慮し意見箱も設置されている。入園のしおりや園だよりには、市の保育福祉部福祉課の連絡先も明記されており、保護者へ安心感を与えている。

評価基準	判定結果	コメント
Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	a	保護者に配布している「入園のしおり」の中に、苦情解決の仕組みをわかりやすく明記するとともに、玄関にもわかりやすく明示している。当園においては、開園以来苦情が全くなく、サービスの質の高さが伺える。
Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	a	定期的にマニュアルをもとに研修を実施している。保護者の送迎時にはコミュニケーションを重視しており、意見や要望に対しては組織として報告、連絡、相談が行われ迅速な対応がなされている。
Ⅲ-2 サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	保育の質の向上や改善のため、年1回、保育者全員の自己評価を実施し、施設長、主任で個別面談を実施している。また、恵庭市主催の保護者アンケートやクラス別担任会議を実施し、サービス内容の点検、改善を実施している。
Ⅲ-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a	諸会議においてそれぞれの課題を出し合い共有化を図っている。また、職員の自己評価結果を分析し、それに基づいて課題の検討を行う仕組みが確立されている。
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a	子ども一人ひとりの個性の尊重や、子どもや保護者のプライバシーへの配慮など保育全般に関する標準的な実施方法のマニュアルが文書化され、会議や勉強会で職員に周知されている。また、アレルギーを持っている児童や離乳食に関してもマニュアルを作成し全職員で周知徹底され、対象児童においては、その都度調理員と綿密な連携を取り対応している。延長保育・投薬に関しても利用システムを文書化し全職員で周知、徹底されている。
Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	諸会議で標準的な実施方法を見直すとともに保育実施状況の確認、検討をし、職員間で意見交換を行っている。また、職員や家族からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	各年齢の指導計画では具体的な保育内容を示しており、計画に基づいて日々の保育の記録がなされている。子どもたちの心身の成長の様子や季節に応じた生活の様子、保育士の関わり方や子どもたちとのやりとりが記録されている。記録の内容や書き方には職員個々の経験の差などによりばらつきがあるが、施設長が必ず目を通し個々の職員に対して指導をしている。
Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	園では個人情報に関するマニュアルが整備されている。事務室での留意事項、入園受け付け時や入園児の注意、保育士としての自覚と心得等の項目に具体的行動指針を明記し、保護者や園児の個人情報の取り扱いには細心の注意を払っている。
Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	職員会議で全職員が把握できるよう取り組んでいる。また、伝達漏れがないよう職員間の連絡表やクラス別ノートを作成し、出勤後すぐに確認できる体制になっている。
Ⅲ-3 サービスの開始・継続		
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	保育目標、保育理念、保育内容などの園の特徴を、入園のしおりやホームページに掲載することで情報を提供している。事前に見学を希望される方には、園の活動がわかりやすい時間帯にお招きし対応している。

評価基準	判定結果	コメント
Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	a	「入園のしおり」をもとに保育サービスの内容や料金が具体的に記載された資料をもとに説明している。保護者が理解しやすいよう丁寧な説明を心がけており、理解を得るよう努めている。
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-① 保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	市内への転園児に関しては、児童票を作成し、子どもの様子や留意点等を記述し情報提供している。園での保育が終了した後も運動会の案内を実施し参加を呼びかけ、継続した交流を図っている。
Ⅲ-4 サービス実施計画の策定		
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	指導計画作成の基本となる子供の生活状況や身体状況を正確に把握するために、児童票、個人記録、連絡帳など定められた様式で詳細にアセスメントが実施され記録されている。
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	a	指導計画は、各クラスの担任保育士が中心となって原案を作成し、クラス会議で施設長や主任のアドバイスを受け策定している。
Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	クラス会議、学年会議で指導計画の反省、評価を行い、施設長、主任の助言を得て内容を検討している。会議での検討の結果、計画の見直し、変更があった場合は、各学年ごとに話し合い、関係職員に周知する仕組みとなっている。指導計画を緊急に変更する必要がある時は、随時職員会議を開催して検討している。
保育所付加基準		
A-1 子どもの発達援助		
1-(1) 発達援助の基本		
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	a	新保育所指針に基づいて発達特性と発達過程など保育の目標を達成できるよう家庭や地域の実態を把握して作成されている。また、子供とその背景にある家庭や地域の実態把握や保護者の意向を考慮して、保育計画の作成に活かした取り組みが行われている。
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	a	指導計画の様式を整備し、年間の保育課程を基に、月間の指導計画を作成している。それに基づき、毎月の保育会議で反省、評価を行っており、その結果を次の計画に反映させている。
1-(2) 健康管理・食事		
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	健康管理に関しては、マニュアルが整備されている。子ども一人ひとりの既往症や健康状態は、保護者から定期的に確認し、健康記録に記載している。日々の体調の変化などは保護者からの情報をもとに把握し、職員間で情報共有している。体調がすぐれない場合は、保護者の意向も把握したうえ、その日の過ごし方は柔軟に対応している。
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	内科健診は年2回実施し、当日中に保護者に対し結果報告するとともに職員間で健診結果を共有している。また、毎月、保健便りを発行し健康への理解、関心を促している。

評価基準	判定結果	コメント
A-1-(2)-③ 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	歯科検診は年1回行い、保護者に対し当日中に結果を報告するとともに職員間で検診結果を共有している。 4・5歳児は、希望者のみフッ素洗口を週2回行っている。
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	a	感染症発生時の対応マニュアルが整備されており、その内容の見直しも行っている。保護者へはわかりやすいよう玄関に感染病に関する情報を掲示している。 また、保健所からの感染症情報は恵庭市を通して連絡が入る流れになっている。
A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	食育計画を作成している。園児が野菜作りや栽培を体験し、自分で収穫した野菜を給食の食材にするなど、工夫されている。また、苺狩り、地引網、カレー作り、もちつき等食事体験を通じ食に対する視野を広めている。
A-1-(2)-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	クラスを巡回して喫食状況を把握している。また、食べ方、食べ具合を見ることで食材やその調理形態を検討し工夫している。月に1度の恵庭市の給食会議にて献立、調理の検討を行い、調理実習等も行っている。
A-1-(2)-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	毎月給食便りと献立表を家庭に配付している。給食レシピは、玄関に備えており展示食も掲示されている。離乳食対応の保護者とは綿密な連携をとり、十分な対応がされている。
A-1-(2)-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	食物アレルギーのある子どもについては除去食を提供している。医師の指示を受けた保護者と園側とが情報交換し、子どもの状況や除去が必要な献立について確認している。食物アレルギーのある子どもの誤食防止対策として、調理室にマグネット、別プレート等の確認を行い対応している。また、全職員が連携して誤食が起きないように個別に対応されている。
1-(3) 保育環境		
A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	温・湿度計を各部屋に設置し、常にチェックされている。手拭きは、ペーパータオルを使用し衛生面を確保している。寝具類は毎週持ち帰り、家庭で衛生管理するよう徹底され、シーツ交換、布団洗濯は定期的に専門機関に委託している。
A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	a	玄関やホールに季節に応じた製作物や装飾がなされ、子どもたちが過ごしやすいよう配慮している。園庭は、芝生面積が増やされたり、年齢にあった遊具が設置されていたりと環境面を整えている。
1-(4) 保育内容		
A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようとしている。	a	個人記録を用いて保育士は定期的に子どもへの対応を振り返り、言葉かけや配慮を見直している。月の指導計画や週案、また個別計画作成時には、職員間で子どもへの配慮について話し合う機会を持ち、より適切な対応ができるよう取り組んでいる。個別に気になる子どもについては、月の指導計画の中で把握しつつ、対応について検討されている。
A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	a	園児が基本的な生活習慣をどの程度できるようになっているのかを成長の記録の中で確認しながら、できることが増えるように配慮している。排泄面では、家庭と連携をとりながら個々のペースに合わせて取り組んでいる。
A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a	おままごと、ぬりえ、折り紙等「静」の遊び、鉄棒、跳び箱、縄跳び、フープ等「動」の遊びが豊富に揃っており、園児自ら選んで自由に遊べる環境になっている。

評価基準	判定結果	コメント
A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取組がなされている。	a	園児は、近隣の公園を散歩する中で、季節の変化を感じています。また、畑を借り野菜作り、苺狩り、地引網体験を実施している。年長児は鉄道乗車体験やスーパーでの買い物体験等、身近な自然や社会とかかわれる取組がなされている。
A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	a	保育目標に豊かな情操、思考力、表現力を育むことを掲げ、特に、音楽に関しては、各種太鼓、鈴、タンバリン、カスタネット、鍵盤ハーモニカ等、様々な楽器に触れる機会を作るとともにリズム遊びを積極的に取り入れている。
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	a	職員は、優しく、園児の様子や場面に応じた声かけを行っている。園児たちへのより良い言葉かけや、園児同士の言葉のやりとりに対しより良い関わりができるよう、言葉かけについて事例研究を行っている。子どもたちの社会性が育まれるよう異年齢交流を計画的に行っている。
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	a	保育の中で思いやりの心を育むことや、一人ひとりを尊重することを園児に自然に理解してもらえるよう働きかけている。職員へは日々実践している人権を大切に活動するよう理解するよう会議等でも働きかけている。
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	a	保育において性別により区別をするようなことはなく、男女の役割を固定化するような表現や遊び方なども行っていない。職員においても固定的な対応をしていないか確認し合っている。
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	職員は、一人ひとりの状況に合わせてスペースや玩具に工夫し、子どもの目線に合わせてゆったりと関わっている。離乳食の提供についても、保護者と密に連携を取りながら、一人ひとりに合わせて進めている。また、SIDSを予防するため、15分ごとにチェック表に基づき睡眠チェックを行い、仰向けに寝かせる等の配慮をしている。
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	延長保育の提供にあたっては、長時間保育における個別の配慮や遊びの内容について検討されている。また、園児が家庭的な雰囲気の中で過ごせるよう工夫している。
A-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	障がい児の受け入れを行っている。受け入れにあたり、地域関係機関との連携を図っている。また保護者とも連絡帳を利用し情報提供を怠らないようにしている。また、園児たちにも理解を深めるよう指導している。
A-2 子育て支援		
2-(1) 入所児童の保護者の育児支援		
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	a	連絡帳の活用はもとより、情報提供の漏れがないようにしている。例えば、父親の迎いで情報提供したとしても、母親にも同じ情報を連絡するなど、両親に対し誤解のないような情報提供の仕方を徹底している。
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	a	書類的なことはもちろんのこと、保護者に対して積極的に関わりをもつようにしている。待ちの姿勢ではなく、園側から積極的に対応をしている。
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a	クラス面談、個人面談はもちろん行っている。それだけではなく、園の行事などにも保護者を積極的に参加してもらうことで、理解を深めてもらうように配慮されている。

評価基準	判定結果	コメント
A-2-(1)-④虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	a	マニュアルの作成だけでなく、定期的な研修を図り、意識向上に努めている。 また、虐待に限らず注意すべき園児を事前に把握し、何かあればすぐに対応できる体制が整えられている。
A-2-(1)-⑤虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	a	虐待に関する地域関係機関は明確になっており、マニュアルにも盛り込まれている。 何かあった場合の対応も定期的にチェックしている。
2-(2)-一時保育		
A-2-(2)-①一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	未実施	
A-3 安全・事故防止		
3-(1) 安全・事故防止		
A-3-(1)-①調理場、水回りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	a	衛生管理マニュアルの作成及びマニュアルに基づく研修がなされている。 特に調理室における衛生点検はチェック事項を多く盛り込みもれのないように対応している。 衛生面にはかなりの配慮が見られ、園児たちにも指導をしていることが感じられる。
A-3-(1)-②食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	a	食中毒発生時のマニュアルは整備している。 定期的に職員への周知も行っている。 また、発生時の対応についても関係機関と連絡を行い、確認されている。
A-3-(1)-③事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	a	園の平面図を利用したヒヤリハットマップを作成し、危険がありそうな箇所を事前に把握。ヒヤリハットマップに基づいた職員研修も行われており、事前に防ぐ意識の高さが見られる。 事故が起きた場合の体制も整備されている。
A-3-(1)-④事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	毎月の避難訓練は当然に行われている。 緊急時における業務分担も明確になっており、誰が何を行うべきかが周知されている。 また、関係機関との連絡もしっかりと行われている。
A-3-(1)-⑤不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	ハード的な対応は当たり前に行われている。 ソフト的な面でもマニュアルを作成し、定期的に会議等で周知している。 また、地域関係機関と情報交換を行っている。